

## 神奈川県教育委員会と北里大学との連携と協力に関する協定書

神奈川県教育委員会（以下「甲」という。）と北里大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の連携と協力により、神奈川県の県立高校及び県立中等教育学校後期課程の生徒の主体的な学びへとつながる様々な教育機会の提供の充実を図り、神奈川の教育や産業の発展に寄与することを目的とする。

（取組内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、県立高校生学習活動コンソーシアム協議会の設置及び運営に関する要綱に基づき形成されたコンソーシアムにおいて連携し協力する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により4年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、個別の連携協力事業に係る事項その他必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月25日

甲 神奈川県教育委員会教育長

乙 北里大学学長

木岡谷 次郎

伊藤 智夫